資料３

船員保険第四期特定健康診査等実施計画の見直しについて（概要）

○　船員保険第四期特定健診等実施計画※は、令和６年度から令和 11 年度までの６か年計画（令和５年度に策定）です。

○　船員保険第四期特定健診等実施計画については、第 5 章の 3.「計画の見直し」において、対象者数の推移及びそれまでの実績や取り組み状況により、必要に応じて令和 9 年度以降の実施計画の見直しを行うこととされています。

○　令和 6 年度及び令和 7 年度の実績及び対象者数の推移を踏まえ、以下のとおり実施計画の見直しを行います。

※高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 19 条に基づき定めるもの。

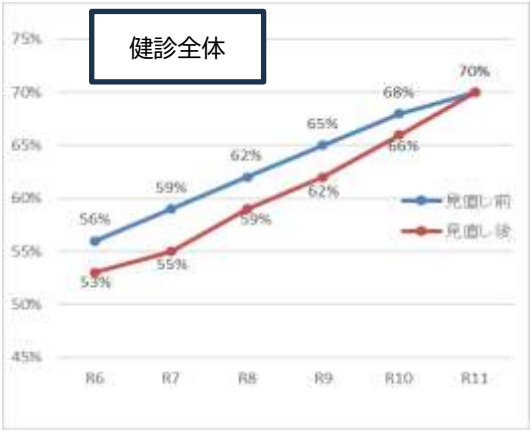
１．対象者数及び実施率目標の見直し

①対象者数について

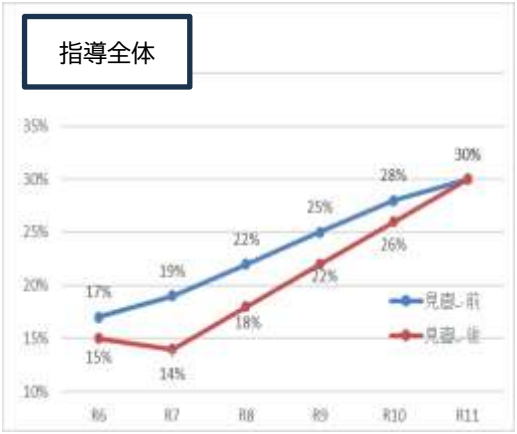
7 年度までの実績を踏まえ 8 年度以降の対象者数の推移を見込み、各年度の対象者数を見直す。

②実施率目標について

11 年度（最終年度）の目標値（健診 70%、指導 30%）は維持しつつ、7 年度までの実績を踏まえ、8 年度以降の 4 年間で最終目標値に到達するよう、均等に各年度の目標値を設定する。



※R6、R7 は実績



※R6、R7 は実績

２．文言の見直し

①被保険者証の廃止による記載の変更。→マイナ保険証

②社会保険診療報酬支払基金の名称変更による記載の変更。→医療情報基盤・診療報酬審査支払機構